

評 価 書

令和4年2月7日
宮 城 県

下記事業を対象として行った大規模事業評価の結果は、以下のとおりである。

記

1 対象事業名

県立高等技術専門校再編整備事業

2 事業の概要

別添資料1「事業概要」のとおり

3 県民生活及び社会経済情勢に対する効果並びにその把握方法

別添資料2「評価結果」のとおり

4 評価の経過

令和3年10月26日 行政活動の評価に関する条例第5条の書面（評価調書）の作成

令和3年11月 1日 宮城県行政評価委員会への諮問

令和3年11月 1日 行政活動の評価に関する条例第9条に基づく県民意見聴取

～11月30日

令和4年 1月21日 宮城県行政評価委員会からの答申

令和4年 2月 7日 県の自己評価の確定, 条例第10条に定める書面（評価書）の確定

5 行政評価委員会の意見

別添資料3「答申」のとおり

6 評価の結果

宮城県行政評価委員会（大規模事業評価部会）における調査審議の経過、同委員会からの答申並びに県民意見聴取の結果を踏まえ、本事業について、行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号）第17条第1項に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業を実施することは適切であると判断した（評価結果の詳細は、別添資料2のとおり）。

なお、同委員会からの答申内容（評価書を作成するに当たり検討すべき事項等）に対する県としての検討結果は、次のとおりである。

答申内容に対する検討結果

【答申記1】

再編整備により閉校となる県立高等技術専門校の跡地を管理するリスクを十分に認識し、早期に効果的な利活用方法について検討すること。

【検討結果1】

跡地の利活用については、行政財産としての有効活用を前提に、所在地の自治体とも協議を行い、早期に利活用策を決定できるよう検討してまいります。

【答申記2】

県立高等技術専門校の厳しい入校者状況を真摯に受け止め、再編整備の基本方針における取組内容をより具体化し、県民の理解が得られるように努めること。また、引き続き職業能力開発校として求められる役割を調査・分析し、競争力のある県立高等技術専門校のプログラムを検討すること。

【検討結果2】

入校者の状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、有識者等に意見を伺いながら、再編整備の基本方針の取組内容をより具体化してまいります。また、職業能力開発校の役割について、国の動向や他県の事例等を調査・分析しながら、競争力のある県立高等技術専門校の訓練内容等を検討してまいります。

【答申記3】

再編整備により配慮が必要となる学生に対し、情報技術の活用による柔軟なカリキュラム等による学生支援のほか、関係機関と連携しながら、その家族への支援等も包括的に展開すること。

【検討結果3】

再編整備により配慮が必要となる学生に対し、情報通信技術を活用した技能の習得支援や関係部署と連携した各種相談支援等を行うほか、学生が心身ともに安定した訓練生活と就職活動に取り組めるよう精神保健福祉士等を配置し、学生の家族も含めた相談支援等に努めてまいります。

【答申記4】

県立高等技術専門校に外国人留学生の入校が可能になり、再編整備基本計画の基本条件を大きく変更する場合は、抜本的に当該計画を再検討すること。

【検討結果4】

現時点においては、評価書で示した事業内容、事業費の範囲内での留学生の受入を可能とすることを想定しておりますが、再編整備基本計画の基本条件の変更が必要となった場合は、変更内容を踏まえ、当該計画の再検討に取り組んでまいります。